

いじめ防止基本方針

あけぼの学園高等学校

1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

本校では、すべての生徒および教職員・保護者が「いじめほどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」という認識を持ち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の基に定める。

- (1) 生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- (2) すべての生徒がいじめを行わず、いじめを傍観することがないようにするため、いじめの問題に関する生徒の理解を深める。
- (3) 生徒が、一人ひとりの違いを理解し、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育むことにより、いじめの問題について理解を深め、いじめの防止に向けた主体的かつ自主的な行動ができるようにする。
- (4) いじめを受けた生徒の生命および心身の保護が最も重要であり、行政、学校、地域住民、家庭等の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服する。

3 いじめ防止等の対策のための組織とその役割

(1) いじめ防止委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、学年代表、人権・同和教育推進係
※ その他必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などの外部専門家等を加えるものとする。

(2) いじめ防止委員会の役割

- ア あけぼの学園高等学校いじめ防止基本方針の策定と定期的な見直し、校内外への発信。
- イ いじめ防止対策年間計画の策定と取組評価。
- ウ いじめアンケートの実施と結果集約。
- エ いじめの認知および、解消に必要と考えられる調査や対応。

4 いじめ防止等の指導體制

学校としていじめ防止に取り組み、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、日常の教育相談体制や生徒指導體制を別に定める。

別紙1 校内指導體制

また、教職員が生徒一人ひとりの小さな変化を見逃さず、早期にいじめを発見するためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

5 未然防止および早期発見の取組

(本校及び本校の教職員の責務)

- (1) 教職員の言動が生徒に大きな影響を与えることを認識し、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組み、いじめに対して適切かつ迅速に対処する。
- (2) 全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動の充実を図る。
- (3) 保護者、地域住民等と連携し、生徒がいじめを行わず、傍観することがないように、生徒が主体的、自主的に行うものに対する支援を行う。
- (4) 生徒及び保護者に対するいじめの防止等の重要性に関する理解を深めるための啓発をする。いじめ防止の観点から、教育活動全体を通じた多様な取組や、いじめアンケートなど早期発見のための取組、教職員の資質向上を図るための研修などを、計画的・体系的に行い、保護者や地域への啓発及び連携を図っていくため、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(保護者の責務)

- (1) 監護する生徒がいじめを行わず、いじめを傍観しないよう、生徒に対し、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、規範意識を養うための指導、その他の必要な指導を行う。
- (2) 監護する生徒の話聞き様子を見守り、生徒がいじめを受けた場合は適切に保護する。
- (3) 本校をはじめ、国、県、市町が講ずるいじめの防止等のための措置に協力する。

(生徒の役割)

- (1) 生徒は、自らを大切にするとともに一人ひとりの違いを理解し、互いを尊重する。
- (2) 生徒は、いじめを発見した場合、又は疑いがある場合は、傍観することなく学校の教職員、家族等に相談する。

6 いじめの早期発見のための措置

- (1) いじめを早期に発見し迅速に対応するため、定期的な調査、面談等を実施するとともに、生徒及び保護者がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- (2) 生徒、保護者等が安心していじめに関する通報及び相談を行うことができる体制を整備する。

7 インターネットを通じて行われるいじめ対策の推進

- (1) 生徒及び保護者に対して、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止するための啓発を行う。
- (2) インターネットを通じて行われるいじめの監視及びインターネットを通じて行われるいじめに対処する体制を整備する。
- (3) 情報モラル教育を行うとともに、保護者に対して必要な啓発を行う。

8 いじめ事案への対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合には、いじめ防止委員会を中核として情報の収集や集約、記録、情報共有、事実確認および認知を行い、解消に向けて迅速に対応する。発生から解消に至るまでの組織的対応については、別に定める。

別紙4 組織的対応

9 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

「重大事態」とは、

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときを指す。

具体的には、生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などがあり、被害側の生徒の状況を見て、校長が判断する。

イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときを指す。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合には、適切に調査を行ったうえで、校長が判断する。

ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして、校長の判断のもと適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合には、直ちに県教育委員会に報告するとともに、いじめ防止委員会を母体とした組織で調査を行い、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

10 その他留意事項

本方針については、生徒等の実情に合わせて定期的に見直しを行うほか、家庭や地域との連携を図るため、ホームページで公開し、学校関係者評価委員会やPTA総会、保護者会等あらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信を図るものとする。